

葛尾村復興交流館

あぜりあ 利用ガイド

2018年6月16日

一般社団法人 葛尾むらづくり公社

〇はじめに

この葛尾村復興交流館（以下、「復興交流館」）は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による全村避難からの復興のシンボルとして、つながり・絆を深めるための活動や交流を推進し、にぎわいと活力ある村づくりに資するため、葛尾村が設置したものです。

多くの村民の皆さまにご利用いただき、また、葛尾村を訪れた方々にもぜひお立ち寄りいただきたいと思っております。

復興交流館の運営・管理は、私ども一般社団法人葛尾むらづくり公社が受託しております。

『場所』を通じて『人』と『人』を『繋ぐ』ことによりにぎわいや活力を創出することを基本理念とし、復興交流館の運営を通じて葛尾村の魅力を発信し、村民の皆さまの「拠り所」、「絆や生きがいを感じられる拠点」となるよう、また、交流人口の増加につながるよう役割をしっかりと果たしていきたいと考えております。

職員一同、皆さまのご来館を心よりお待ちしております。

2018年6月

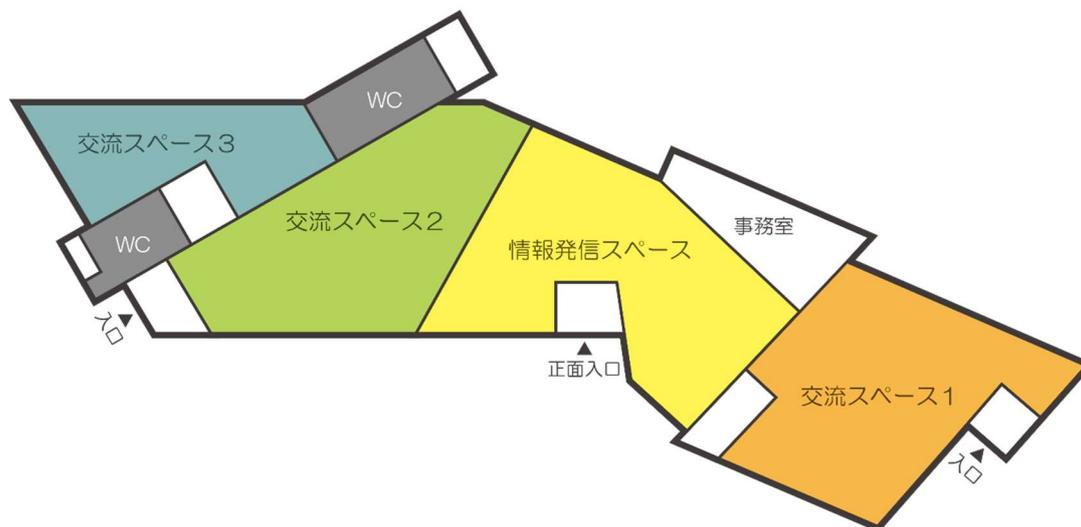
一般社団法人 葛尾むらづくり公社

1. 施設概要



復興交流館は、交流棟（写真中程）、放射能検査棟（同左側）、蔵（同手前右）で構成されています。

(1) 交流棟、蔵



交流棟及び蔵で皆さまが利用できる場所は交流棟の交流スペース1・2・3と情報発信スペース、そして蔵です。

それらのスペースが貸し切り利用されていない場合は、どなたでも自由にお席に着いてお話しされたり、お茶・お弁当などを飲食することができます。

また、会議や講習会、写真や工作物の展示会、各種教室などで各スペースや蔵を貸し切って利用する（有料）こともできます。貸し切り利用の場合はあらかじめ申請が必要となります。

～貸し切りする場合の利用例～

- ・交流スペース 1：
会議（ミーティング）、研修会、講義（講習会）、演奏会 など
- ・交流スペース 2：
写真や手芸品の展示会、品評会・コンテスト、作品づくり体験教室 など
- ・交流スペース 3（フローリングと畳のエリア）：
お子様向け体験教室、手芸教室 など
- ・情報発信スペース：
村内の生業の生産品やPR資料の陳列・展示、頒布 など
- ・蔵
展示会、物づくり教室 など

（2）放射能検査棟

村内で採取された農産物などの放射能検査を無料で行っています。検査の受付日は月曜日から金曜日となります。

お問い合わせは葛尾村放射能検査室（0240-23-7100）までお願いします。

2. 開館時間と休館日

交流棟及び蔵の開館は、水曜日から月曜日の午前9時から午後5時までとなります。土曜・日曜日、祝日も開館しています。

休館日は毎週火曜日と、年末年始（12月29日から1月3日）となります。ただし、火曜日が祝日の場合は開館し、翌水曜日を休館とします。

3. 利用方法

（1）利用時間

利用時間は開館時間帯と同じく午前9時から午後5時までです。

(2) 通常の利用

各スペースが貸し切り利用されていない場合は、**予約することなく、どなたでもご自由にお使いいただけます。**もちろん料金はかかりません。

ご自由にお使いいただく場合については、予約をお受けできません。

(3) 交流スペースおよび蔵の貸し切り（占有）利用

①申し込み方法

貸し切り利用したいスペースの空き状況を確認したうえで、「葛尾村復興交流館施設占有許可申請書」に必要事項を記入し、館内の窓口へ直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。電話・口頭では申し込みをお受けできません。

申し込みの受付期間については、原則として使用日の3ヶ月前に属する月の1日（1日が休館日の場合は翌開館日）から開始し使用日の1週間前までといたします。

②利用の承認

利用の承認は、「葛尾村復興交流館施設占有許可書」の発行により決定いたします。許可書発行後に利用者様にご連絡しますので、館内窓口まで受け取りに来てください。許可書を郵送希望の方は、申し込み時に切手を貼付した返信用封筒を館内窓口にお渡しください。

③利用申請内容の変更と利用申請取り下げ

許可書発行後に申請内容に変更が生じた場合や利用できなくなった場合には、「葛尾村復興交流館施設占有変更（取消）申請書」に必要事項を記入し、原則として利用日の3日前まで（必着）に、館内の窓口へ直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。電話・口頭では変更や取り下げをお受けできません。

④利用許可の取り消し

「葛尾村復興交流館施設占有許可申請書」に虚偽の記載があった場合や、申し込み後に利用にふさわしくない事実が判明した場合あるいは許可を受けた目的以外に利用された場合には、利用許可の取り消しを行うことがあります。

この取り消しにより生じた損害は、補償いたしません。

⑤利用料金

利用料金は表1の基本使用料となります。

ただし、営利を目的として貸し切り利用する場合の基本使用料は、別に定めています。

また、貸し切り利用される方が入場料、参加料、会費その他これに類するもの（以下、「入場料等」）を徴収して利用する場合には、基本使用料のほかに、徴収した総額に応じ別に定める額を加算した金額が利用料金となります。

別に定めるそれぞれの額については、館内窓口までお問い合わせください。

表1：基本使用料

利用場所	基本料金 (2時間まで)	追加料金 (1時間ごとに追加)
交流スペース1	500円	300円
交流スペース2	500円	300円
交流スペース3	500円	300円
蔵	500円	300円
その他上記以外のスペース	500円	300円

⑥利用料金の支払い

利用料金のうち、基本使用料は許可書受け取り時にお支払いいただきます。許可書を郵送希望の方は、郵送時にお支払いの案内も同封しますので、期日までに館内窓口でお支払いください。

また、貸し切り利用される方が入場料等を徴収する場合の基本使用料に加算される利用料金につきましては、当日お支払いいただきます。

⑦利用料金の返還

既納の基本使用料は、原則として返還いたしません。ただし、次のいずれかに該当する場合には、その全部または一部を返還します。返還は原則として館内窓口で行います。

- ・災害、その他利用者様の責めによらない事由により貸し切り理由が不能になったとき [全額]
- ・利用日の前日までに取り下げ等の許可を受けたとき [全額]
- ・そのほか、特別の事由があると認められるとき [全額・一部]

⑧利用後の原状復帰

利用後は利用者様が掃き掃除をし、テーブルやイスなど備え付けのものを原状のとおりにさせていただきます。貸し切りの時間は原状復帰までの時間となりますので、申請にあたっては片付け、掃除、原状復帰の時間も加味してください。

(4) 情報発信スペースでの『かつらお物産展』への出展

村内の生業のPRや生産品の情報を発信することを目的として、情報発信スペースにおいて、生産品やPR資料等を陳列・展示または頒布できる『かつらお物産展』を開催します。

その物産展に出展希望の場合、利用方法等については館内窓口までお問い合わせください。

4. Wi-Fi 設備

館内には Wi-Fi 設備を設置しています。スマートフォンなどをお使いで、村内でインターネットにつながりにくい場合でも、この館内ではフリーの Wi-Fi に接続すれば快適にインターネットがお使いいただけます。

5. 物品の貸し出し

貸し出しを希望される方は、「物品借用申請書」に必要事項を記入し、使用料金を添えて館内窓口へ提出ください。

6. 利用にあたっての遵守事項、注意事項

利用される方は、次の事項を必ず遵守いただくようお願いいたします。

- 館内、駐車場も含め敷地内は禁煙です。
- 館内へのペットの持ち込みはできません（盲導犬を除く）。
- 次のいずれかの行為をし、またはそのおそれがあるときは、退去もしくは入館を拒否します。
 - ・施設もしくは備え付け物品等をき損し、またはき損するおそれがあるとき。
 - ・他の利用者様に迷惑となる行為をしたとき、またはそのおそれがあるとき。
- 館内、駐車場も含め敷地内では、許可なくして物品の販売および陳列はできません。また、許可なくして火気を使用することもできません。
- 施設もしくは備え付け物品等は、丁寧に取り扱ってください。万が一滅失またはき損した場合は、必ず館内窓口係員に報告をお願いします。
- 施設もしくは備え付け物品等を故意または重大な過失により滅失またはき損させたときは、損害を賠償していただきます。
- 館内、駐車場も含め敷地内で発生した事故、盗難、利用者様同士のトラブル等について、当館では一切責任を負いません。

以 上

（お問い合わせ先）

一般社団法人 葛尾むらづくり公社

TEL. 0240-23-7765